

京都市訓令甲第25号

市立大学

京都市学長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

別表事務局長の項第1号及び第2号中「大学所属課長」を「課長」に改め、同項第3号中「(学生部, 学部, 附属図書館, 日本伝統音楽研究センター及び芸術資料館に所属する職員を含む。)」を削り、同項第4号中「大学所属課長」を「課長」に改める。

別表課長及び芸術大学の事務室事務長の項中「芸術大学の事務室事務長」を「附属図書館・芸術資料館事務室事務長」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) ホームページの作成に関する事。

別表学生課長の項中「学生課長」を「教務学生課長」に改め、同項に次の1号を加える。

(2) 備品(教具及び教材に限る。)の貸出しに関する事。

別表美術学部・音楽学部教務課長及び芸術大学の事務室事務長の項中「美術学部・音楽学部教務課長及び芸術大学の事務室事務長」を「附属図書館・芸術資料館事務室事務長」に改める。

別表看護短期大学事務室事務長の項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) ホームページの作成に関する事。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)